

# 山口県報

令和3年  
10月1日  
(金曜日)

## 目次

○告示

特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を  
しなればならない区域の指定の解除(環境政策課)……………

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)……………

生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)……………

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の指定辞退の届出(厚政課)……………

道路の区域の変更(道路整備課)……………

道路の供用の開始(道路整備課)……………

○公告

土地改良事業の工事の完了(農村整備課)……………

契約の締結(技術管理課)……………

防府都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………



## 山口県告示第二百八十八号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域の指定に関する告示(令和二年山口県告示第三百四十号)により指定された区域の一部についての指定を次のとおり解除する。

令和三年十月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る形質変更時要届出区域  
光市大字島田字八幡三四三四の一部
- 二 特定有害物質の種類  
カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置  
土壌汚染状況調査の実施による基準適合の確認

## 山口県告示第二百八十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和三年十月一日

名	医 療 所	在 地	廃 止 年 月 日
	つしみ薬局	岩国市麻里布町六丁目七番二四号	平成二九、四、一六
	有限会社村井団地薬局	周南市江の宮町一番一五号	令和三、七、三一

## 山口県告示第二百九十号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和三年十月一日

名	医 療 所	在 地	指 定 年 月 日
	ころ吉訪問診療クリニック	宇部市ひらき台一丁目一六番六号	令和三、九、一
	ウオンツイオンタウン周南	周南市大字久米二八六七	〃
	久米薬局	〃	〃
	猫のしっぽ訪問看護ステーション	宇部市大字東岐波四九五二の六	八、〃

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県告示第二百九十一号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十五条の規定により、指定医療機関から次のとおり指定を辞退する旨の届出があった。

令和三年十月一日

医療機関	名称	所在地	指定辞退年月日
	美祢市大嶺町東分二九〇の八		令和三、九、一

山口県告示第二百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和三年十月一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和三年十月一日

山口県知事 村岡 嗣政

道路の種類 県道  
路線名 岩国錦線  
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
岩国市多田字樋尾一〇六一六の二地 先から 同市多田字滝ヶ迫一〇六〇四の五地 先まで	最狭 三二・四	最狭 八一・〇	五・〇 八・五	一〇九・〇	道路改良工事の 完了による。

山口県告示第二百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年十月一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において

一般の縦覧に供する。

令和三年十月一日

山口県知事 村岡 嗣政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
岩国錦線	岩国市多田字樋尾一〇六一六の二地先から 同市多田字滝ヶ迫一〇六〇四の五地先まで	令和三年十月一日



(二二二) 土地改良事業の工事の完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

令和三年十月一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 事業の名称

県営滝ヶ浴地区農村地域防災減災事業

二 工事完了の時期

令和三年八月二十三日

(二二三) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和三年十月一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 事務を担当する課の名称及び所在地

土木建築部技術管理課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る物品等の名称及び数量

土木事業管理システム用機器 一式

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和三年八月二十三日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

三菱HCキャピタル株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目五番一号

六 落札金額

二億千七百三十一万九千四百十円

七 入札公告日

令和三年七月九日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 調達方法

借入れ

(三) 落札方式

最低価格

(二二三) 防府都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧

防府市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による防府都市計画道路の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和三年十月一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 都市計画の種類及び名称

防府都市計画道路三・四・四十松崎牟礼線

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

令和三年十月一日  
印刷  
発行

発行人  
所

山口県  
知事  
庁